

佐伯市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
佐伯市中心市街地活性化基本計画 目次 1. ～4. 略 5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項・・・ <u>91</u> [1]～[2] 略 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項・・・ <u>97</u> [1]～[2] 略 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項・・・ <u>99</u> [1]～[2] 略 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項・・・ <u>111</u> [1]～[2] 略 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項・・・ <u>114</u> [1]～[3] 略 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項・・・ <u>123</u> [1]～[4] 略 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項・・・ <u>131</u> [1]～[2] 略 12. 認定基準に適合していることの説明・・・ <u>134</u> 第1号基準～第3号基準 略 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な事項 [1]～[6] 略 2. 中心市街地の位置及び区域 [1]～[3] 略 3. 中心市街地の活性化の目標 [1]～[3] 略 [4]具体的な数値目標 (1)「目標1：便利で過ごしやすく人が集うまち」に対する数値目標 歩行者通行量 1)～2) 略 3) 数値目標達成のための算定根拠	佐伯市中心市街地活性化基本計画 目次 1. ～4. 略 5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項・・・ <u>90</u> [1]～[2] 略 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項・・・ <u>96</u> [1]～[2] 略 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項・・・ <u>98</u> [1]～[2] 略 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項・・・ <u>110</u> [1]～[2] 略 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項・・・ <u>113</u> [1]～[3] 略 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項・・・ <u>122</u> [1]～[4] 略 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項・・・ <u>130</u> [1]～[2] 略 12. 認定基準に適合していることの説明・・・ <u>133</u> 第1号基準～第3号基準 略 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な事項 [1]～[6] 略 2. 中心市街地の位置及び区域 [1]～[3] 略 3. 中心市街地の活性化の目標 [1]～[3] 略 [4]具体的な数値目標 (1)「目標1：便利で過ごしやすく人が集うまち」に対する数値目標 歩行者通行量 1)～2) 略 3) 数値目標達成のための算定根拠

① (仮)大手前まちづくり交流館

大手前開発事業において整備する「(仮)大手前まちづくり交流館」の年間利用者数から歩行者通行量を推計する。歩行者通行量については、施設利用者の全てが調査ポイントを通過すると仮定する。推計に当たっては、他都市の類似既存施設(茅野市民館)の1㎡当たりの利用者数を参考とし以下とおり整理を行う。

【(仮)大手前まちづくり交流館による予想歩行者通行量】

計画床面積：6,700㎡

↓ 茅野市の類似既存施設1㎡当たりの利用者数から算定

↓ ← 茅野市民館：12.0人/㎡・年(=平成24年度利用者数131,271人÷10,806.37㎡)

80,400人/年

≒ 220人/日(根拠式=6,700㎡×12.0人/㎡・年÷365日)

(仮)大手前まちづくり交流館により220人/日を計上する。

※当初計画している機能を満たした施設の整備を行うため、(仮)大手前まちづくり交流館の実施に伴う施設面積減少を考慮しないので、指標数値の見直しを行わない。

②～③ 略

城下町拠点において、1日302人(=220人+12人+70人)の増加を見込む。

(イ)、(ウ) 略

上記(ア)から(ウ)までの合計：378人/日

4) 上記事業とともに相乗効果を見込む事業

(ア) 城下町拠点

◇地域生活基盤施設整備事業((仮)大手前広場)

◇高質空間形成施設整備事業

◇おやこ広場事業

◇ファミリーサポート事業

◇佐伯市歴史資料館運営事業

(イ) 駅・港拠点

◇南海医療センター整備事業

◇佐伯現代アートプロジェクト

(ウ) その他

◇道路整備事業

◇まち歩き散歩コース作成事業

◇レンタサイクル事業

◇着地型旅行商品の造成事業

◇まち歩きマップ作成事業

◇観光案内板整備事業

◇デジタルスタンプラリー事業

空き店舗率(参考指標)

1)～4) 略

(2) 「目標2：人々が活発に交流しふれあうまち」に対する数値目標

まちづくり交流人口

1)～2) 略

3) 数値目標達成のための算定根拠

(ア) (仮)大手前まちづくり交流館整備による効果

① (仮)大手前まちづくり交流館

大手前開発事業において整備する「(仮)大手前まちづくり交流館」の年間利用者数から歩行者通行量を推計する。歩行者通行量については、施設利用者の全てが調査ポイントを通過すると仮定する。推計に当たっては、他都市の類似既存施設(茅野市民館)の1㎡当たりの利用者数を参考とし以下とおり整理を行う。

【(仮)大手前まちづくり交流館による予想歩行者通行量】

計画床面積：6,700㎡

↓ 茅野市の類似既存施設1㎡当たりの利用者数から算定

↓ ← 茅野市民館：12.0人/㎡・年(=平成24年度利用者数131,271人÷10,806.37㎡)

80,400人/年

≒ 220人/日(根拠式=6,700㎡×12.0人/㎡・年÷365日)

(仮)大手前まちづくり交流館により220人/日を計上する。

②～③ 略

城下町拠点において、1日302人(=220人+12人+70人)の増加を見込む。

(イ)～(ウ) 略

上記(ア)から(ウ)までの合計：378人/日

4) 上記事業とともに相乗効果を見込む事業

(ア) 城下町拠点

◇地域生活基盤施設整備事業(大手前広場)

◇高質空間形成施設整備事業

◇おやこ広場事業

◇ファミリーサポート事業

◇佐伯市歴史資料館運営事業

(イ) 駅・港拠点

◇南海医療センター整備事業

◇佐伯現代アートプロジェクト

(ウ) その他

◇道路整備事業

◇まち歩き散歩コース作成事業

◇レンタサイクル事業

◇着地型旅行商品の造成事業

◇まち歩きマップ作成事業

◇観光案内板整備事業

◇デジタルスタンプラリー事業

空き店舗率(参考指標)

1)～4) 略

(2) 「目標2：人々が活発に交流しふれあうまち」に対する数値目標

まちづくり交流人口

1)～2) 略

3) 数値目標達成のための算定根拠

(ア) (仮)大手前まちづくり交流館整備による効果

大手前開発事業において整備する「(仮)大手前まちづくり交流館」の年間利用数のうち、既存類似施設以外の施設利用者からまちづくり交流人口を推計する。推計に当たっては、他都市の類似既存施設(茅野市民館)の1㎡当たりの利用者数を参考とし、以下のとおり整理を行う。

※将来的には老朽化した佐伯文化会館の代替機能をもつ施設となる。

【(仮)大手前まちづくり交流館による予測まちづくり交流人口】

計画床面積：6,397㎡(市民ホール機能部分3,797㎡、市民活動機能部分2,600㎡)

茅野市の類似既存施設1㎡当たりの利用者数から算定

←茅野市民館：12.0人/㎡・年(=平成24年利用者数131,271人÷10,806.37㎡)

76,764人/年

新規発生まちづくり交流人口については、市民活動機能部分の利用者数を面積案分により求める。

≒31,200人/年(根拠式=76,764人×2,600㎡/6,397㎡)

(仮)大手前まちづくり交流館において、年間31,200人の増加を見込む。

(イ)～(カ)略

4)略

[5]略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

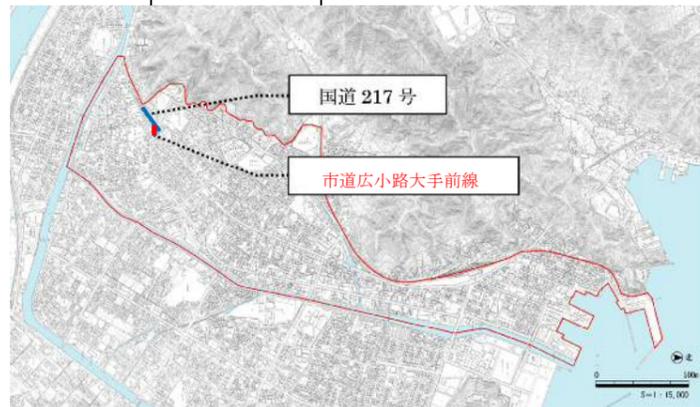
[1]略

[2] 具体的事業の内容

(1)略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 道路整備事業</p> <p>●事業内容 大手前開発計画にあわせて国道と市道の整備を行う。 延長 <u>263m</u></p> <p>●実施時期 <u>H27～29年度</u></p>	佐伯市	<p>大手前開発計画にあわせて国道と市道の道路環境整備を行うことにより、大手前へのアクセス性の向上を図る。</p> <p>便利で暮らしやすい環境づくりのために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区))</p> <p>●実施時期 H29年度</p>	



大手前開発事業において整備する「(仮)大手前まちづくり交流館」の年間利用数のうち、既存類似施設以外の施設利用者からまちづくり交流人口を推計する。推計に当たっては、他都市の類似既存施設(茅野市民館)の1㎡当たりの利用者数を参考とし、以下のとおり整理を行う。

※将来的には老朽化した佐伯文化会館の代替機能をもつ施設となる。

【(仮)大手前まちづくり交流館による予測まちづくり交流人口】

計画床面積：6,700㎡(地域交流センター4,100㎡、市民活動機能等2,600㎡)

茅野市の類似既存施設1㎡当たりの利用者数から算定

←茅野市民館：12.0人/㎡・年(=平成24年利用者数131,271人÷10,806.37㎡)

80,400人/年

新規発生まちづくり交流人口については、まちおこしセンターの利用者数を面積案分により求める。

≒31,200人/年(根拠式=80,400人×2,600㎡/6,700㎡)

(仮)大手前まちづくり交流館において、年間31,200人の増加を見込む。

(イ)～(カ)略

4)略

[5]略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

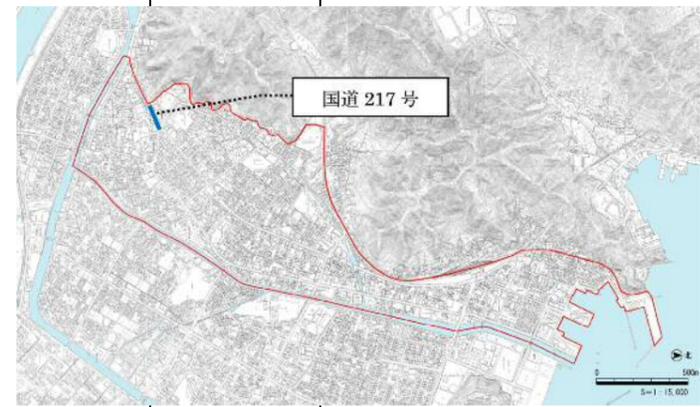
[1]略

[2] 具体的事業の内容

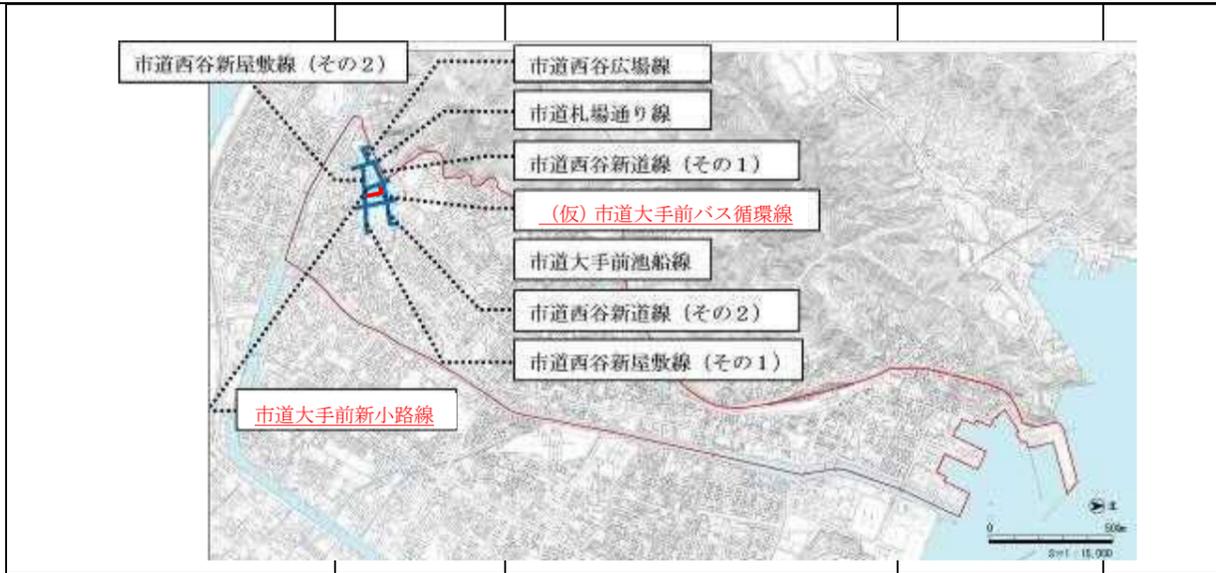
(1)略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 道路整備事業</p> <p>●事業内容 大手前開発計画にあわせて国道の整備を行う。 延長 <u>170m</u></p> <p>●実施時期 <u>H29年度</u></p>	佐伯市	<p>大手前開発計画にあわせて国道の道路環境整備を行うことにより、大手前へのアクセス性の向上を図る。</p> <p>便利で暮らしやすい環境づくりのために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区))</p> <p>●実施時期 H29年度</p>	



<p>●事業名 <u>地域生活基盤施設整備事業（仮）大手前広場</u></p> <p>●事業内容 大手前開発計画の中で、人が集える広場の整備を行う。 面積 <u>1,500㎡</u></p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	佐伯市	<p>大手前開発計画の中で、交流の場を整備することで、賑わいの創出を図る。</p> <p>大手前開発計画で建設する地域交流センター等の複合施設とあわせて活用することで、賑わいの創出と交流を促進するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区））</p> <p>●実施時期 <u>H28～31年度</u></p>			<p>●事業名 <u>地域生活基盤施設整備事業（大手前広場）</u></p> <p>●事業内容 大手前開発計画の中で、人が集える広場の整備を行う。 面積 <u>3,000㎡</u></p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	佐伯市	<p>大手前開発計画の中で、交流の場を整備することで、賑わいの創出を図る。</p> <p>大手前開発計画で建設する地域交流センター等の複合施設とあわせて活用することで、賑わいの創出と交流を促進するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区））</p> <p>●実施時期 <u>H29～31年度</u></p>		
<p>●事業名 <u>地域生活基盤施設整備事業（仮）大手前駐車場</u></p> <p>●事業内容 大手前開発計画の中で、駐車場の整備を行う。 面積 <u>905㎡</u></p> <p>●実施時期 <u>H29年度</u></p>	佐伯市	<p><u>大手前開発計画の中で、周辺駐車場の不足が懸念されている。</u></p> <p><u>大手前開発計画で建設する地域交流センター等の利用者の利便性向上及び周辺地域の経済活動の促進を図るために必要な事業である。</u></p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区））</p> <p>●実施時期 <u>H29年度</u></p>			<p><u>新規追加</u></p>					
<p>●事業名 <u>地域生活基盤施設整備事業（仮）大手前駐輪場</u></p> <p>●事業内容 大手前開発計画の中で、駐輪場の整備を行う。 面積 <u>150㎡</u></p> <p>●実施時期 <u>H29年度</u></p>	佐伯市	<p><u>大手前開発計画の中で、中学生、高校生、市民等の利用しやすい駐輪場の整備をすることで、交通機関と連携し、回遊性の向上及び交流館や周辺地域の賑わいの創出を図るために必要な事業である。</u></p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区））</p> <p>●実施時期 <u>H29年度</u></p>			<p><u>新規追加</u></p>					
<p>●事業名 高質空間形成施設整備事業</p> <p>●事業内容 区域内の <u>9</u> 路線の道路整備・高質化（石畳、緑化施設、サインなど）を行う。 延長 <u>1,017m</u></p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	佐伯市	<p>道路の環境整備により、歩行者空間のネットワークを形成し魅力的な空間形成を図るとともに、共通した企画で見やすくわかりやすいサインを設置し、スムーズな人の回遊を促す。</p> <p>拠点内の回遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区））</p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>			<p>●事業名 高質空間形成施設整備事業</p> <p>●事業内容 区域内の <u>8</u> 路線の道路整備・高質化（石畳、緑化施設、サインなど）を行う。 延長 <u>985m</u></p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	佐伯市	<p>道路の環境整備により、歩行者空間のネットワークを形成し魅力的な空間形成を図るとともに、共通した企画で見やすくわかりやすいサインを設置し、スムーズな人の回遊を促す。</p> <p>拠点内の回遊性を高めるために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（佐伯市城下町地区））</p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>		



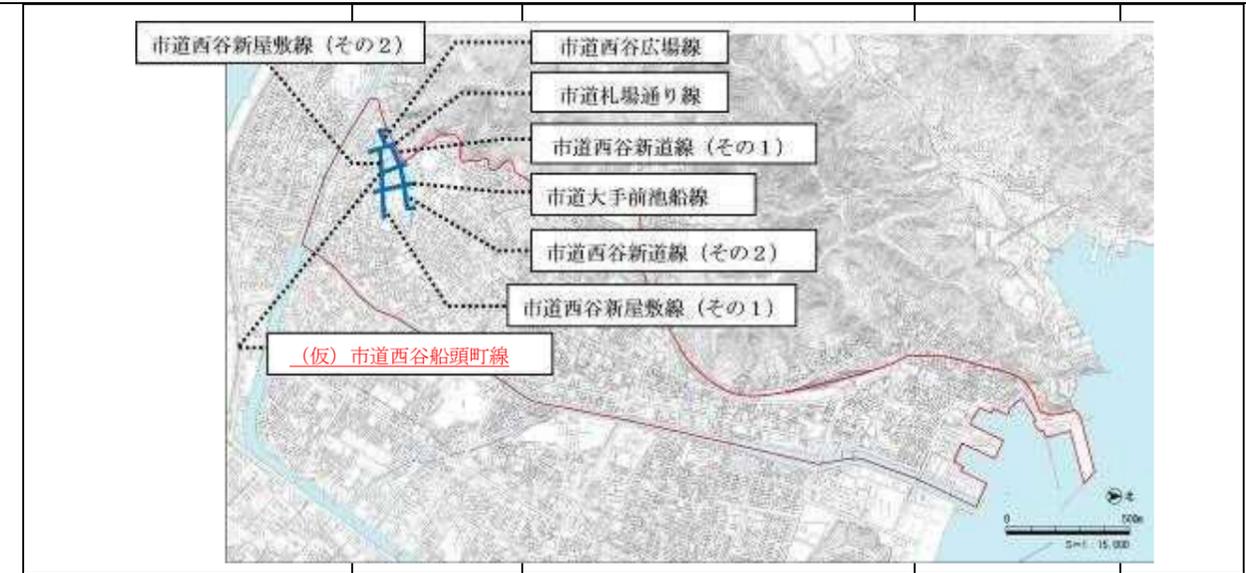
(2) ②～(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 高次都市施設整備事業 ((仮)大手前まちづくり交流館)</p> <p>●事業内容 ホールを有する地域交流センターと地域ブランドの発信拠点としてまちおこしセンター、<u>子育て世代活動支援センター</u>の複合施設を整備する。 面積 <u>6,397㎡</u></p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	佐伯市	<p>各種イベントや会議等の交流拠点 <u>及び子育て交流施設等</u>を整備することで、街の魅力を高め人の賑わいを創出する。また、地域製品のPRや新たな特産品の開発を行う施設を複合させることで地域の情報発信拠点となる。</p> <p>多目的に利用できるスペースを確保することで、まちの担い手の活動の場となり、街の顔として賑わいを創出するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区))</p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	
<p>●事業名 <u>情報発信施設整備事業</u></p> <p>●事業内容 <u>アンテナショップや公共交通機関の乗客待合機能等を有した情報発信施設を整備する。</u></p>	佐伯市	<p><u>((仮)大手前まちづくり交流館と連携して、地域の情報発信及びバス、タクシーの待合機能を有した施設整備を行い、交流館や交通機関利用者の憩いの場を整備する。</u></p> <p><u>佐伯市の情報発信の場及び公共交通の待合機能を整備するこ</u></p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区))</p> <p>●実施時期</p>	



(2) ②～(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
- (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 高次都市施設整備事業 ((仮)大手前まちづくり交流館)</p> <p>●事業内容 ホールを有する地域交流センターと地域ブランドの発信拠点としてまちおこしセンター <u>の複合施設</u>を整備する。 面積 <u>6,700㎡</u></p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	佐伯市	<p>各種イベントや会議等の交流拠点 <u>を整備</u>することで、街の魅力を高め人の賑わいを創出する。また、地域製品のPRや新たな特産品の開発を行う施設を複合させることで地域の情報発信拠点となる。</p> <p>多目的に利用できるスペースを確保することで、まちの担い手の活動の場となり、街の顔として賑わいを創出するために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(佐伯市城下町地区))</p> <p>●実施時期 H27～31年度</p>	
<p><u>新規追加</u></p>				

<p>面積 120㎡ ●実施時期 H29年度</p>		<p>とで、地域の魅力をさらに発信し、リピーターの増加や賑わいの創出に必要な事業である。</p>	<p>H29年度</p>						
<p>(2) ②～(4) 略</p>					<p>(2) ②～(4) 略</p>				
<p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</p>					<p>6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項</p>				
<p>[1]～[2] 略</p>					<p>[1]～[2] 略</p>				
<p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項</p>					<p>7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項</p>				
<p>[1]～[2] 略</p>					<p>[1]～[2] 略</p>				
<p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項</p>					<p>8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項</p>				
<p>[1]～[2] 略</p>					<p>[1]～[2] 略</p>				

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 略
 - (2) 協議会の設置
略

協議会等の開催状況

1) 中心市街地活性化協議会

- ①平成26年2月6日：スケジュール確認、現状の整理、計画の方向性
- ②平成26年5月28日：基本方針・目標の確認、民間事業の洗い出し
- ③平成26年9月16日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成27年2月24日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年5月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑥平成27年12月11日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について
- ⑦平成28年3月28日：基本計画の認定の報告、大手前開発事業、委員の変更について
- ⑧平成28年6月2日：大手前開発事業に関する公共・民間事業について
- ⑨平成28年12月22日：基本計画の変更に関する協議、意見書について

2) 中心市街地活性化協議会幹事会（(株)まちづくり佐伯社長ほか5人）

- ①平成26年5月7日：スケジュール確認、基本方針・目標の確認
- ②平成26年6月24日：アンケート結果と基本方針の整合
- ③平成26年9月6日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成26年11月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年11月16日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について
- ⑥平成28年8月22日：大手前開発事業に関する公共・民間事業について

(3) 協議会の組織構成

佐伯市中心市街地活性化協議会名簿

H28.6.2 現在

	協議会役職	氏名	所属・役職		備考
1	会長	谷川 憲一	佐伯商工会議所	会頭	
2	副会長	宮明 邦夫	(株)まちづくり佐伯 佐伯市商店街連合会	代表取締役 会長	
3	委員	小川 稔浩	大分県建築士会佐伯支部	支部長	
4	委員	御手洗 吉徳	佐伯市金融団	大分信用金庫新屋敷支店長	
5	委員	高橋 聿子	佐伯市商店街連合会	大手前商店会会長	
	<u>(削除)</u>				

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 略
 - (2) 協議会の設置
略

1) 中心市街地活性化協議会

- ①平成26年2月6日：スケジュール確認、現状の整理、計画の方向性
- ②平成26年5月28日：基本方針・目標の確認、民間事業の洗い出し
- ③平成26年9月16日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成27年2月24日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年5月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑥平成27年12月11日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について

2) 中心市街地活性化協議会幹事会（(株)まちづくり佐伯社長ほか5人）

- ①平成26年5月7日：スケジュール確認、基本方針・目標の確認
- ②平成26年6月24日：アンケート結果と基本方針の整合
- ③平成26年9月6日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ④平成26年11月28日：基本計画（素案）に関する協議、検討
- ⑤平成27年11月16日：基本計画（素案）の関する協議、意見書について

(3) 協議会の組織構成

佐伯市中心市街地活性化協議会名簿

	協議会役職	氏名	所属・役職		備考
1	会長	谷川 憲一	佐伯商工会議所	会頭	
2	副会長	宮明 邦夫	(株)まちづくり佐伯 佐伯市商店街連合会	代表取締役 会長	
3	委員	小川 稔浩	大分県建築士会佐伯支部	支部長	
4	委員	御手洗 吉徳	佐伯市金融団	大分信用金庫新屋敷支店長	
6	委員	高橋 聿子	佐伯市商店街連合会	大手前商店会会長	
7	<u>委員</u>	<u>山内 康司</u>	<u>うまいもん通り</u>	<u>会長</u>	

6	委員	武藤 雄一郎	仲町商店街振興組合	理事長	
	<u>(削除)</u>				
	<u>(削除)</u>				
7	委員	村田 加代子	佐伯商工会議所女性会	会長	
8	委員	御手洗 芳夫	佐伯商工会議所青年部	会長	
9	委員	戸高 秀俊	佐伯市観光協会（佐伯支部）	副会長(支部長)	
10	委員	山本 徹	佐伯市旅館組合	組合長	
	<u>(削除)</u>				
11	委員	瀬脇 隆宏	(株)佐伯魚市場	社長	
	<u>(削除)</u>				
12	委員	米澤 義則	佐伯市自治委員会連合会	佐伯地区区長会長	
13	委員	福島 市子	消費生活研究会	会長	
14	委員	竹嶋 水夫	佐伯市自治委員会連合会	会長	
15	委員	加藤 公将	佐伯市自治委員会連合会	東地区区長会長	
	<u>(削除)</u>				
16	委員	富高 国子	子ども夢まちづくり実行委員会	代表	
17	委員	末光 弘明	大分バス(株)佐伯営業所	所長	
	<u>(削除)</u>				
	<u>(削除)</u>				
18	委員	白川 逸喜	佐伯市	副市長	
19	委員	田中 眞二	佐伯市地域振興部	部長	
20	委員	下川 龍治	佐伯市建設部	部長	
21	委員	寺谷 英男	佐伯商工会議所	専務理事	

(4)～(6)略

[3]略

10. 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のため、以下に示す事業を実施する。これらの事業を一体的に進めることにより、中心市街地の都市機能の一層の強化を図る。

8	委員	武藤 雄一郎	仲町商店街振興組合	理事長	
9	委員	山本 秀機	佐伯新町協同組合	理事長	
10	委員	野々下 直之	本町商店会	会長	
11	委員	村田 加代子	佐伯商工会議所女性会	会長	
12	委員	神野 広志	佐伯商工会議所青年部	会長	
13	観光・部会長	戸高 秀俊	佐伯市観光協会（佐伯支部）	副会長(支部長)	
14	観光・副部会長	山本 徹	佐伯市旅館組合	組合長	
15	委員	永井 豊文	J Aおおい佐伯事業部	統括事業部長	
16	委員	瀬脇 隆宏	(株)佐伯魚市場	社長	
17	委員	近藤 博行	J R九州佐伯駅	駅長	
18	まち・部会長	米澤 義則	佐伯市自治委員会連合会	佐伯地区区長会長	
19	まち・副部会長	福島 市子	消費生活研究会	会長	
20	委員	竹嶋 水夫	佐伯市自治委員会連合会	会長	
21	委員	加藤 公将	佐伯市自治委員会連合会	東地区区長会長	
22	委員	小寺 隆	(社)佐伯市医師会	会長	
23	委員	富高 国子	子ども夢まちづくり実行委員会	代表	
24	委員	末光 弘明	大分バス(株)佐伯営業所	所長	
25	委員	植田 茂樹	佐伯市タクシー協会	代表	
26	委員	中津留 三次	大分県佐伯警察署	署長	
27	委員	白川 逸喜	佐伯市	副市長	
28	委員	田中 眞二	佐伯市地域振興部	部長	
29	委員	下川 龍治	佐伯市建設部	部長	
30	委員	寺谷 英男	佐伯商工会議所	専務理事	

(4)～(6)略

[3]略

10. 中心市街地における都市機能の集積を図るための措置に関する事項

[1]～[3]略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のため、以下に示す事業を実施する。これらの事業を一体的に進めることにより、中心市街地の都市機能の一層の強化を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業
- ・道路整備事業
 - ・地域生活基盤施設整備事業（（仮）大手前広場）
 - ・高質空間形成施設整備事業
5. 都市福利施設を整備する事業
- ・高次都市施設整備事業（（仮）大手前まちづくり交流館）
 - ・おやこ広場事業
 - ・ファミリーサポートセンター事業
 - ・保育所建設事業
 - ・まちづくりセンター運営事業
 - ・南海医療センター整備事業
 - ・地域包括ケアセンター「佐伯の太陽」運営事業
6. 居住環境向上のための事業
- ・空き家等利活用事業
7. 商業の活性化のための事業
- ・城下町観光交流館運営事業
 - ・魚市場リノベーション事業
 - ・中心市街地空き店舗活用事業
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業
- ・レンタサイクル事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
[1]～[2]略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6] 及び 3. [1] に記載 P48～58 P71
	認定の手続	9. [2] に記載 <u>P116～121</u>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. に記載 P59～70
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. に記載 <u>P114～122</u>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. に記載 <u>P123～130</u>
その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. に記載 <u>P131～133</u>	

4. 市街地の整備改善のための事業
- ・道路整備事業
 - ・地域生活基盤施設整備事業（大手前広場）
 - ・高質空間形成施設整備事業
5. 都市福利施設を整備する事業
- ・高次都市施設整備事業（（仮）大手前まちづくり交流館）
 - ・おやこ広場事業
 - ・ファミリーサポートセンター事業
 - ・保育所建設事業
 - ・まちづくりセンター運営事業
 - ・南海医療センター整備事業
 - ・地域包括ケアセンター「佐伯の太陽」運営事業
6. 居住環境向上のための事業
- ・空き家等利活用事業
7. 商業の活性化のための事業
- ・城下町観光交流館運営事業
 - ・魚市場リノベーション事業
 - ・中心市街地空き店舗活用事業
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業
- ・レンタサイクル事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
[1]～[2]略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. [6] 及び 3. [1] に記載 P48～58 P71
	認定の手続	9. [2] に記載 <u>P115～120</u>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. に記載 P59～70
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. に記載 <u>P113～121</u>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. に記載 <u>P122～129</u>
その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. に記載 <u>P130～132</u>	

第2号基準 基本計画の実 施が中心市街 地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	中心市街地の活性化を実現する ために必要な4から8までの事 業等が記載されていること	4. から 8. に記載 P86~113
	基本計画の実施が中心市街地の 活性化の実現に相当程度寄与す るものであることが合理的に説 明されていること	3. に記載 P71~85
第3号基準 基本計画が円 滑かつ確実に 実施されると 見込まれるも のであること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	4. から 8. に記載 P86~113
	事業の実施スケジュールが明確 であること	4. から 8. に記載 P86~113

第2号基準 基本計画の実 施が中心市街 地の活性化の 実現に相当程 度寄与するも のであると認 められること	中心市街地の活性化を実現する ために必要な4から8までの事 業等が記載されていること	4. から 8. に記載 P86~112
	基本計画の実施が中心市街地の 活性化の実現に相当程度寄与す るものであることが合理的に説 明されていること	3. に記載 P71~85
第3号基準 基本計画が円 滑かつ確実に 実施されると 見込まれるも のであること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	4. から 8. に記載 P86~112
	事業の実施スケジュールが明確 であること	4. から 8. に記載 P86~112